

令和4年8月4日

幼児教育保育施設長及び保護者各位

石垣市長 中山 義 隆  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症接触者に係る保育園等の登園自粛について

みだしのことについて、8月3日沖縄県は「オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限についての沖縄県の考え方」の一部改正を行いました。沖縄県が改正理由としているPCR検査結果判明の遅延が本市においてはさほど生じていないことから、本市の方針は変更せず、これまでどおり陽性者と接触のあった方（接触者）にはPCR検査の受検を求めることとします。

#### 1 市の方針

- (1) 園児が、園において接触者となった場合は、接触した日の翌日から3日目にPCR検査を受検し、陰性と判定されるまでの間は登園（利用）停止とします。
- (2) 家庭内の親・きょうだいなどに接触者がいる場合、家庭内の園児は、接触者（親・きょうだいなど）がPCR検査で陰性となれば登園可とします。  
ただし、親・きょうだいや園児に風邪症状（発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等）がみられるときは登園（利用）を停止とします。
- (3) 家庭内に陽性者（無症状を含む。）がいる場合、家庭内の園児は、保健所の指示がある期間の登園（利用）を停止とします。また、保健所からの指示がなく、園児がPCR検査で陰性を確認している場合は、陽性者と部屋を分けたり等といった感染対策を開始した日を0日目として、5日間の登園（利用）を停止とします。  
なお、家庭内に陽性者がいることなどにより濃厚接触者に指定された園児に関して、沖縄県が示す医療用抗原定性検査キットを用いた2日目、3日目検査による待機期間の短縮は不可とします。
- (4) 園児に風邪症状（発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等）がみられるときや、同居の家族等に風邪症状がみられるときは、症状が改善するまで家庭内保育をお願いします。
- (5) 上記以外についても令和4年7月11日から8月31日までの間、家庭内保育にご協力いただきました家庭に対しましては、基本保育料の日割り還付を行います。
- (6) 陽性者及び接触者の有無にかかわらず、家庭内においては、日常的に次の事項等の感染対策をお願いします。  
ア 定期的に室内の換気を行いましょう。  
イ こまめに手洗い（手指消毒）をしまししょう（帰宅時等）。
- (7) 今後の本市の状況において、今回の取扱いを変更する場合があります。

石垣市福祉部こども未来局  
子育て支援課  
電話 82-1704